

## ◇「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

平成25年上尾市議会3月定例会に提出された「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が、原案のとおり可決された。

今般の一部改正により、教育センターにおいて、就学相談及び教育相談における指導に当たっている「臨床心理士」について、職務遂行に必要な資格としては、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」の資格のほか、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する「臨床発達心理士」の資格等があることから、名称を「教育心理専門員」に改めることとなった。また、「教育心理専門員」の勤務体制について、不登校児童生徒に対する教育相談体制の強化を図る観点から、1名・週5日勤務体制（延べ4週間20日勤務）であったものを、2名・週4日勤務体制（延べ4週間32日勤務）として、報酬月額も改正も行っている。

については、条例の施行に伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則に規定されている「臨床心理士」の名称や勤務日について、所要の改正を行うとともに、併せて、規定の整理を行うものである。

### 2 改正点

- (1) 「臨床心理士」の名称を「教育心理専門員」に改めたこと。
- (2) 「教育心理専門員」の勤務日を、週4日勤務に改めたこと。
- (3) 「研究協力員」を配置する規定を削除したこと。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

## ◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成13年上尾市教育委員会規則第4号）

## 新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>  太字  </u> 改正部分)
<p>(設置)</p> <p>第1条 上尾市における教育の充実と振興を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に教育相談員、学校適応指導教室指導員、<u>臨床心理士</u>及び就学相談員を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育センターに研究協力員を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 上尾市における教育の充実と振興を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に教育相談員、学校適応指導教室指導員、<u>教育心理相談員</u>及び就学相談員を置く。</p>
<p>(職務)</p> <p>第2条 教育相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>2 学校適応指導教室指導員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 <u>臨床心理士</u>は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</p> <p>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(5) その他教育相談及び就学相談に関すること。</p> <p>4 就学相談員は、教育センターにおいて、障害をもつ幼児、児童及び生徒の就学相談に関し必要な職務を行う。</p> <p>5 <u>研究協力員</u>は、教育センターにおける研究業務に関し必要な職務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 教育相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>2 学校適応指導教室指導員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 <u>教育心理相談員</u>は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</p> <p>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(5) その他教育相談及び就学相談に関すること。</p> <p>4 就学相談員は、教育センターにおいて、障害をもつ幼児、児童及び生徒の就学相談に関し必要な職務を行う。</p>
<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 <u>臨床心理士</u>の定数は、2人以内とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 <u>教育心理相談員</u>の定数は、2人以内とする。</p>
<p>(身分)</p> <p>第4条 教育相談員、学校適応指導教室指導員及び<u>臨床心理士</u>（以下「教育相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。</p>	<p>(身分)</p> <p>第4条 教育相談員、学校適応指導教室指導員及び<u>教育心理相談員</u>（以下「教育相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。</p>
<p>(委嘱等)</p> <p>第5条 教育相談員等は、教育全般及び教育相談に関し、豊かな経験を有する者のうちから、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 就学相談員及び<u>研究協力員</u>は、上尾市立小・中学校の校長及び教員のうちから、上尾市教育委員会教育長が任命する。</p>	<p>(委嘱等)</p> <p>第5条 教育相談員等は、教育全般及び教育相談に関し、豊かな経験を有する者のうちから、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 就学相談員は、上尾市立小・中学校の校長及び教員のうちから、上尾市教育委員会教育長が任命する。</p>

(任期)

第6条 教育相談員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第7条 教育相談員及び学校適応指導教室指導員の勤務日は、週4日以内とし、臨床心理士の勤務日は、週5日以内とし、これらの割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 教育相談員等は、所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 教育相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 教育相談員等は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 教育相談員等は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(研修)

第9条 教育相談員等は、常にその職務を行う上で必要な知識の修得に努めなければならない。

(退職)

第10条 教育相談員等は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 教育相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条本文の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 教育相談員等としてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育相談員、学校適応指導教室指導員、臨床心理士、就学相談員及び研究協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第6条 教育相談員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第7条 教育相談員等の勤務日は、週4日以内とし、その割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 教育相談員等は、所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 教育相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 教育相談員等は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 教育相談員等は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(研修)

第9条 教育相談員等は、常にその職務を行う上で必要な知識の修得に努めなければならない。

(退職)

第10条 教育相談員等は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 教育相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条本文の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 教育相談員等としてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員及び就学相談員に関し必要な事項は、別に定める。